

議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 88 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 4 号) ……………	1
議案第 89 号	令和 4 年度盛岡市水道事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 90 号	令和 4 年度盛岡市病院事業会計補正予算 (第 1 号) ……………	別冊
議案第 91 号	盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について……………	6
議案第 92 号	盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について……………	9
議案第 93 号	盛岡市改良住宅条例を廃止する条例について……………	11
議案第 94 号	盛岡市学校給食センター条例の一部を改正する条例について……………	13
議案第 95 号	盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について……………	14
議案第 96 号	市道向中野東道明線外道路改良その 1 工事に係る請負契約の締結について…………	15
議案第 97 号	盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修 (建築主体) 工事に係る請負契約 の締結について……………	16
議案第 98 号	市道の路線の認定及び変更について……………	17
議案第 99 号	令和 3 年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について……………	18
議案第 100 号	盛岡市教育委員会の教育長の任命について……………	別紙
議案第 101 号	盛岡市教育委員会の委員の任命について……………	別紙
議案第 102 号	盛岡市公平委員会の委員の選任について……………	別紙
議案第 103 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて……………	別紙
認定第 1 号	令和 3 年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について……………	19
認定第 2 号	令和 3 年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について……………	20
認定第 3 号	令和 3 年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について……………	21
認定第 4 号	令和 3 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算 について……………	22
認定第 5 号	令和 3 年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について……………	23
認定第 6 号	令和 3 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について……………	24
認定第 7 号	令和 3 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について……………	25
認定第 8 号	令和 3 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について……………	26
認定第 9 号	令和 3 年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算について…………	27
認定第 10 号	令和 3 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について……………	28
認定第 11 号	令和 3 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について……………	29
認定第 12 号	令和 3 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算につい て……………	30

認定第 13 号	令和 3 年度盛岡市水道事業会計決算について……………	31
認定第 14 号	令和 3 年度盛岡市下水道事業会計決算について……………	32
認定第 15 号	令和 3 年度盛岡市病院事業会計決算について……………	33

議案第 88 号

令和4年度盛岡市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度盛岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 977,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 133,137,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	27,641,966	△645,728	26,996,238
	1 国庫負担金	18,643,067	135,977	18,779,044
	2 国庫補助金	8,918,394	△781,705	8,136,689
17	県支出金	11,777,794	15,812	11,793,606
	2 県補助金	3,631,572	15,812	3,647,384
18	財産収入	683,907	115,701	799,608
	1 財産運用収入	169,255	123	169,378
	2 財産売払収入	514,652	115,578	630,230
21	繰越金	1	1,540,397	1,540,398
	1 繰越金	1	1,540,397	1,540,398
22	諸収入	1,797,811	△17,009	1,780,802
	6 雑入	1,312,546	△17,009	1,295,537
23	市債	15,047,854	△31,700	15,016,154
	1 市債	15,047,854	△31,700	15,016,154
歳 入 合 計		132,160,174	977,473	133,137,647

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	15,352,135	1,119,280	16,471,415
	1 総務管理費	13,318,593	1,119,280	14,437,873
3	民生費	52,649,257	32,504	52,681,761
	2 児童福祉費	23,924,782	32,504	23,957,286
4	衛生費	11,789,873	324,783	12,114,656
	2 清掃費	4,145,953	48,648	4,194,601
	3 保健所費	5,230,398	276,135	5,506,533
6	農林費	2,743,645	15,812	2,759,457
	1 農業費	2,312,665	15,812	2,328,477
7	商工費	2,761,412	200,459	2,961,871
	1 商工費	2,761,412	200,459	2,961,871
8	土木費	17,180,576	△753,360	16,427,216
	2 道路橋りよう費	5,576,210	△731,660	4,844,550
	4 都市計画費	9,602,915	△21,700	9,581,215
10	教育費	11,326,081	14,313	11,340,394
	2 小学校費	3,287,340	11,747	3,299,087
	3 中学校費	1,690,993	2,566	1,693,559
11	災害復旧費	1	23,682	23,683
	2 農林業施設災害復旧費	0	23,682	23,682
歳 出 合 計		132,160,174	977,473	133,137,647

第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
クリーンセンターごみ焼却運転管理業務に必要とする経費 についての債務負担 (令和 4年度分)	自 令和4年度 至 令和7年度	千円 6億330万円に物価変動等による増減額 を加算した額
田沢湖線前潟駅整備事業に必要とする経費についての債務 負担 (令和 4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	2,307万円に物価変動等による増減額 を加算した額

(単位 千円)

— 5 —

令和 4 年度盛岡市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 4 年度盛岡市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 4 年度盛岡市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおりとする。

事 項	期 間	限 度 額
鉢ノ皮ポンプ場インバータ更新工事に必要とする経費についての債務負担（令和 4 年度分）	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	5,500 千円
新庄浄水場水質計器外更新工事に必要とする経費についての債務負担（令和 4 年度分）	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	124,000 千円
給水タンク車の更新に必要とする経費についての債務負担（令和 4 年度分）	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	30,000 千円
緊急車両の更新に必要とする経費についての債務負担（令和 4 年度分）	自 令和 4 年度 至 令和 5 年度	4,700 千円

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

債務負担行為に関する調書（補正第1号）

（単位 千円）

事 項	限度額	前年度末までの支払 義務発生（見込）額		当該年度以降の支 払義務発生予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	出資金	国 庫 補助金	損益勘定 留保資金	その他
1 鉢ノ皮ポンプ場インバータ更新 工事に必要とする経費について の債務負担 （令和4年度分）	5,500			自 令和4年度 至 令和5年度	5,500				5,500
2 新庄浄水場水質計器外更新工事 に必要とする経費についての債 務負担 （令和4年度分）	124,000			自 令和4年度 至 令和5年度	124,000				124,000
3 給水タンク車の更新に必要とす る経費についての債務負担 （令和4年度分）	30,000			自 令和4年度 至 令和5年度	30,000				30,000
4 緊急車両の更新に必要とする経 費についての債務負担 （令和4年度分）	4,700			自 令和4年度 至 令和5年度	4,700				4,700

令和 4 年度盛岡市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 4 年度盛岡市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 4 年度盛岡市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 資 本 的 収 入	906,217 千円	60,918 千円	967,135 千円
第 5 項 補 助 金	0 千円	60,918 千円	60,918 千円
	支	出	
第 1 款 資 本 的 支 出	906,217 千円	60,918 千円	967,135 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	331,800 千円	60,918 千円	392,718 千円

（重要な資産の取得）

第 3 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
器 械 備 品	画像診断プログラム	一	式

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛 岡 市 長 谷 藤 裕 明

令和4年度盛岡市病院事業会計予算実施計画（補正第1号）

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			906,217	60,918	967,135	
	5 補 助 金		0	60,918	60,918	
		1 県 補 助 金	0	60,918	60,918	新型インフルエンザ等患者入院医療機関等整備事業費補助金

支 出

(単位 千円)

款	項	目	補正前の額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 支 出			906,217	60,918	967,135	
	1 建 改 良 設 費		331,800	60,918	392,718	
		1 資 産 購 入 費	307,700	60,918	368,618	医療機器購入費

令和4年度盛岡市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）（補正第1号）

（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

（単位 千円）

区 分	補正前の額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー			
当年度純利益	28,793	△ 5,538	23,255
業務活動によるキャッシュ・フロー	238,616	△ 5,538	233,078
2 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出	△ 316,113	△ 55,380	△ 371,493
国庫補助金等による収入	0	60,918	60,918
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 13,185	5,538	△ 7,647

令和4年度盛岡市病院事業予定貸借対照表（補正第1号）

（令和5年3月31日）

（単位 千円）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

ア	土 地		1,390,239	
イ	建 物	9,739,569		
	減価償却累計額	7,074,614	2,664,955	
ウ	構 築 物	124,714		
	減価償却累計額	117,920	6,794	
エ	器 械 備 品	2,593,537		
	減価償却累計額	1,819,819	773,718	
オ	車 両	2,702		
	減価償却累計額	2,567	135	
	有形固定資産合計			4,835,841

(2) 無 形 固 定 資 産

ア	電 話 加 入 権		157	
	無形固定資産合計			157

(3) 投 資 そ の 他 の 資 産

ア	奨 学 貸 付 金		1,944	
	投資その他の資産合計			1,944

固 定 資 産 合 計

4,837,942

2 流 動 資 産

(1)	現 金 預 金		928,725	
(2)	未 収 金	194,143		
	貸 倒 引 当 金	14,268	179,875	
(3)	貯 蔵 品		58,033	

流 動 資 産 合 計

1,166,633

資 産 合 計

6,004,575

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

ア	建設改良費等の財源に充てるための企業債	2,661,251		
	企業債合計			2,661,251

(2) 他 会 計 借 入 金

ア	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金	2,809,650		
	他会計借入金合計			2,809,650

(3) 引 当 金			
ア 退職給付引当金	1,013,878		
引 当 金 合 計		1,013,878	
固 定 負 債 合 計			6,484,779
4 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
ア 建 設 改 良 費 等 の 財 源 に 充 て る た め の 企 業 債	585,158		
企 業 債 合 計		585,158	
(2) 未 払 金		214,153	
(3) 引 当 金			
ア 賞 与 引 当 金	114,668		
イ 法定福利費引当金	20,705		
引 当 金 合 計		135,373	
(4) その他流動負債		21,271	
流 動 負 債 合 計			955,955
5 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		2,863,444	
長期前受金収益化累計額		2,384,307	
繰 延 収 益 合 計			479,137
負 債 合 計			7,919,871

資 本 の 部

6 資 本 金			
(1) 資 本 金		3,534,922	
資 本 金 合 計			3,534,922
7 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
ア 国庫、県補助金	21,404		
イ 他会計補助金	2,800		
ウ 他会計負担金	727,301		
エ 寄 附 金	1,450		
オ 受贈財産評価額	2,336		
資 本 剰 余 金 合 計		755,291	
(2) 欠 損 金			
ア 当年度未処理欠損金	6,205,509		
欠 損 金 合 計		6,205,509	
剰 余 金 合 計			△ 5,450,218
資 本 合 計			△ 1,915,296
負 債 資 本 合 計			6,004,575

議案第 91 号

盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 76 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(7) 中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(7) その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この(7) において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(4) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削る。

第 2 条の 3 第 3 号中「ため、」及び「当該子の 1 歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の 1 歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「とき 当該」を「場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第 3 条第 7

号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、第3条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当するときはウに掲げる場合に該当する場合) 当該」に改め、イをウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、」及び「当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて」を削り、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、次条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当するときは第3号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴い、当該」を「伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の盛岡市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

議案第 92 号

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の退職手当に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改め、同条第3項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条中第17項を第18項とし、同条第16項中「及び第5項から第8項まで」を「、第6項から第12項まで及び前項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項中「第11項」を「第12項」に、「第5項又は第6項」を「第6項又は第7項」に、「第7項又は第8項」を「第8項又は第9項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第14項中「第11項第4号」を「第12項第4号」に、「第11項」を「第12項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第13項中「第11項第3号」を「第12項第3号」に、「第11項」を「第12項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第12項を第13項とし、同条第11項中「第5項」を「第6項」に改め、同項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、同条第6項中「第8項」を「第9項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第7項」を「第8項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合は、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及び前項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及び前項の規定による期間に算入しない。

第15条第1項中「第6項又は第8項」を「第7項又は第9項」に改め、同条第2項中「第5項又は第7項」を「第6項又は第8項」に改める。

附則第17項の表以外の部分中「平成34年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「第11条第10項」を「第11条第11項」に改め、同項の表第11条第10項の項中「第11条第10項」を「第11条第11項」に改め、同表第11条第10項第2号の項中「第11条第10項第2号」を「第11条第11項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条第11項第5号の改正規定は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 改正後の盛岡市職員の退職手当に関する条例第11条第5項の規定は、令和4年7月1日以後に

同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

提案理由

国の例に準じ、職員が退職の日後に事業を開始した場合等において当該事業の実施期間を雇用保険法（昭和49年法律第 116号）に規定する基本手当に相当する退職手当の支給期間に算入しないこととするとともに、当該退職手当を同法に規定する地域延長給付の例により支給することができる期間を3年延長しようとするものである。

議案第 93 号

盛岡市改良住宅条例を廃止する条例について

盛岡市改良住宅条例を廃止する条例を次のとおり定めるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市改良住宅条例を廃止する条例

盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）は、廃止する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 盛岡市市営住宅条例（平成 9 年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号中「盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第 2 条第 1 号に規定する改良住宅」を「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第17条の規定により市が建設する住宅及びその附帯施設」に改める。

第41条中「（昭和35年法律第84号）」を削る。

3 盛岡市コミュニティ住宅条例（平成 9 年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 号中「（平成 9 年条例第32号）」及び「以下同じ。」を削り、「盛岡市改良住宅条例（昭和37年条例第37号）第 2 条第 1 号に規定する改良住宅」を「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第17条の規定により市が建設する住宅及びその附帯施設」に改める。

4 盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「
公営住宅法（昭和26年法律第
193号）第 2 条第 2 号に規定
する公営住宅の管理に関する
情報（以下「公営住宅管理情
報」という。）であって規則
で定めるもの

住宅地区改良法（昭和35年法
律第84号）第 2 条第 6 項に規
定する改良住宅の管理若しく
は家賃若しくは敷金の決定若
しくは変更又は収入超過者に
対する措置に関する情報（以
下「改良住宅管理情報」とい

を

「
公営住宅法（昭和26年法律第
193号）第 2 条第 2 号に規定
する公営住宅の管理に関する
情報（以下「公営住宅管理情
報」という。）であって規則
で定めるもの

に、

う。) であって規則で定める
もの

公営住宅管理情報であって規則で定めるもの
改良住宅管理情報であって規則で定めるもの

を 「公営住宅管理情報であって規則で定めるもの」

に、 「国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
改良住宅管理情報であって規則で定めるもの」

報であつ
あつて規則

を 「国民健康保険関係情報であつて規則で定めるもの」 に改める。

提案理由

改良住宅を廃止しようとするものである。

議案第 94 号

盛岡市学校給食センター条例の一部を改正する条例について

盛岡市学校給食センター条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市学校給食センター条例の一部を改正する条例

盛岡市学校給食センター条例（平成4年条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条の表盛岡市都南学校給食センターの項を削り、同表に次のように加える。

盛岡市学校給食センター	盛岡市向中野字幅 164番地 4
-------------	------------------

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

盛岡市学校給食センターを設置するとともに、盛岡市都南学校給食センターを廃止しようとするものである。

議案第 95 号

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例について

盛岡市公民館条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市公民館条例の一部を改正する条例

盛岡市公民館条例（昭和55年条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第12号の表を次のように改める。

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1会議室	720円	720円	720円	1,440円	1,440円	2,160円
第2会議室	520円	520円	520円	1,040円	1,040円	1,560円
多目的室	440円	440円	440円	880円	880円	1,320円
調理室	360円	360円	360円	720円	720円	1,080円

備考 冷暖房を使用する期間においては、表に掲げる額の3割に相当する額を冷房料又は暖房料として徴収する。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

提案理由

盛岡市好摩地区公民館の建て替えに伴い、施設の区分及び使用料の額を改めようとするものである。

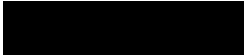
議案第 96 号

市道向中野東道明線外道路改良その1工事に係る請負契約の締結について

市道向中野東道明線外道路改良その1工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約工事の名称 | 市道向中野東道明線外道路改良その1工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 515,889,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社司組 代表取締役  |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 97 号

盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市立図書館耐震改修及び大規模改修（建築主体）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 496,650,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大伸工業・篠村建設特定共同企業体 |
| | 構成員 | 大伸工業株式会社 代表取締役  |
| | 構成員 | 篠村建設株式会社 代表取締役  |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

市道の路線の認定及び変更について

市道の路線を次のとおり認定及び変更するものとする。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 路線の認定

整理番号	路線名	起点	終点
D b 969	大館町48号線	大館町6番15地先	大館町1番51地先

2 路線の変更

整理番号	路線名	起点		終点
都 1645	上山1号線	新	手代森17地割 128番地 先	手代森17地割93番2地先
		旧	手代森17地割 136番1 地先	

提案理由

道路法（昭和27年法律第 180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

令和 3 年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和 3 年度盛岡市水道事業未処分利益剰余金 4,169,255,809 円について、減債積立金に 1,045,696,918 円を、建設改良積立金に 715,328,399 円をそれぞれ積立て、資本金に 2,408,230,492 円を組入れるものとする。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第32条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第100号

盛岡市教育委員会の教育長の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により同意を求める。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

多 田 英 史



議案第 101 号

盛岡市教育委員会の委員の任命について

次の者を盛岡市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162号）第 4 条第 2 項の規定により同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

岩 舘 智 子



議案第 102 号

盛岡市公平委員会の委員の選任について

次の者を盛岡市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 9条の2第2項の規定により同意を求める。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

菅 原 悦 子



議案第 103 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第 139号）
第6条第3項の規定により意見を求める。

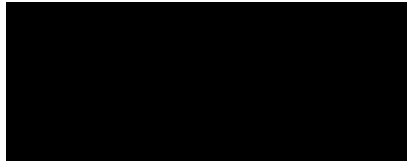
令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

佐 藤 久 悦

佐 賀 和 子

畠 山 将 樹



議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 104 号	令和 4 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 5 号)	1
議案第 105 号	盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について.....	3
議案第 106 号	旧門清掃工場解体工事に係る請負契約の締結について.....	4
議案第 107 号	道明地区新産業等用地 (第二事業区) 基盤整備工事に係る請負契約の締結 について.....	5
議案第 108 号	盛岡市道の駅建設 (造成) 工事に係る請負契約の締結について.....	6
議案第 109 号	盛岡市道の駅建設 (電気設備) 工事に係る請負契約の締結について.....	7
議案第 110 号	盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 に係る請負契約の締結につ いて.....	8

議案第104号

令和4年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）

令和4年度盛岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の変更は、「第1表債務負担行為補正」による。

令和4年9月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 債務負担行為補正

(変 更)

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
道の駅設置事業に必要とする経費についての債務負担 (令和4年度分)	自 令和4年度 至 令和5年度	16億6,270万円 に物価変動等による増減額を加算した額	自 令和4年度 至 令和5年度	17億6,266万円 に物価変動等による増減額を加算した額

議案第 105 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

盛岡市手数料条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 4 年 9 月 16 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例

盛岡市手数料条例（平成12年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表65の11の項中「第5項まで」を「第7項まで」に、「の認定」を「又は長期優良住宅維持保全計画の認定」に、「長期優良住宅建築等計画認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料」に改め、同項の右欄第1号ア中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に、「同条第5項」を「同項」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「計画」を「長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画」に、「確認書」を「確認書又は住宅性能評価書」に改め、同号ウ中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同号エ中「又は」を「若しくは」に、「計画」を「長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画」に改め、同号エ(ア)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(イ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(ロ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(エ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(オ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(カ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(キ)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同号エ(ク)中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同表65の12の項中「の変更の」を「又は長期優良住宅維持保全計画の変更の」に、「長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料」を「長期優良住宅建築等計画等変更認定申請手数料」に改め、同項の右欄第1号ア中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同号イ中「又は」を「若しくは」に、「計画」を「長期優良住宅建築等計画又は一戸建ての住宅に係る長期優良住宅維持保全計画」に改め、同号ウ中「計画」を「長期優良住宅建築等計画」に改め、同号エ中「又は」を「若しくは」に、「計画」を「長期優良住宅建築等計画又は共同住宅等に係る長期優良住宅維持保全計画」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

提案理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）の改正に伴い長期優良住宅維持保全計画の認定の申請及び変更の認定の申請に係る手数料の額を定めるとともに、住宅性能評価書の提出があった場合における住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画等認定申請手数料等の額を定めようとするものである。

議案第 106 号

旧門清掃工場解体工事に係る請負契約の締結について

旧門清掃工場解体工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 9 月 16 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 旧門清掃工場解体工事
- 2 契約の方法 随意契約（公募型プロポーザル）
- 3 契約の金額 金 580,800,000円也
- 4 契約の相手方 奥村組・大伸工業特定共同企業体

構成員 株式会社奥村組東北支店 執行役員支店長

構成員 大伸工業株式会社 代表取締役

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第107号

道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事に係る請負契約の締結について

道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年9月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|---------------------------------|
| 1 | 契約工事の名称 | 道明地区新産業等用地（第二事業区）基盤整備工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 987,393,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 石名坂・三陸土建特定共同企業体 |
| | | 構成員 株式会社石名坂 代表取締役 [REDACTED] |
| | | 構成員 三陸土建株式会社 代表取締役社長 [REDACTED] |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第108号

盛岡市道の駅建設（造成）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市道の駅建設（造成）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年9月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市道の駅建設（造成）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 424,908,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 樋下建設株式会社 代表取締役  |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第109号

盛岡市道の駅建設（電気設備）工事に係る請負契約の締結について

盛岡市道の駅建設（電気設備）工事について次により請負契約を締結するものとする。

令和4年9月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約工事の名称 | 盛岡市道の駅建設（電気設備）工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 227,590,000円也 |
| 4 | 契約の相手方 | 岩館電気株式会社 代表取締役社長 XXXXXXXXXX |

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 110 号

盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 に係る請負契約の締結について

盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 について次により請負契約を締結するものとする。

令和 4 年 9 月 16 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 契約業務の名称 | 盛岡市立図書館内部空間等制作業務委託その 1 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 金 197,780,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 株式会社乃村工藝社 代表取締役社長執行役員 XXXXXXXXXX |

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第111号

財産の処分について

次のとおり土地を処分するものとする。

令和4年9月29日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

1 処分する土地

土 地 の 所 在 地	種 別	数 量	予 定 価 格
盛岡市向中野字畑返1番2	宅地	6,982.66㎡	273,720,272円

2 処 分 の 方 法 売払い

3 処分の相手方 神奈川県横浜市都筑区中川中央二丁目6番3号

ヒロセ電機株式会社 代表取締役社長

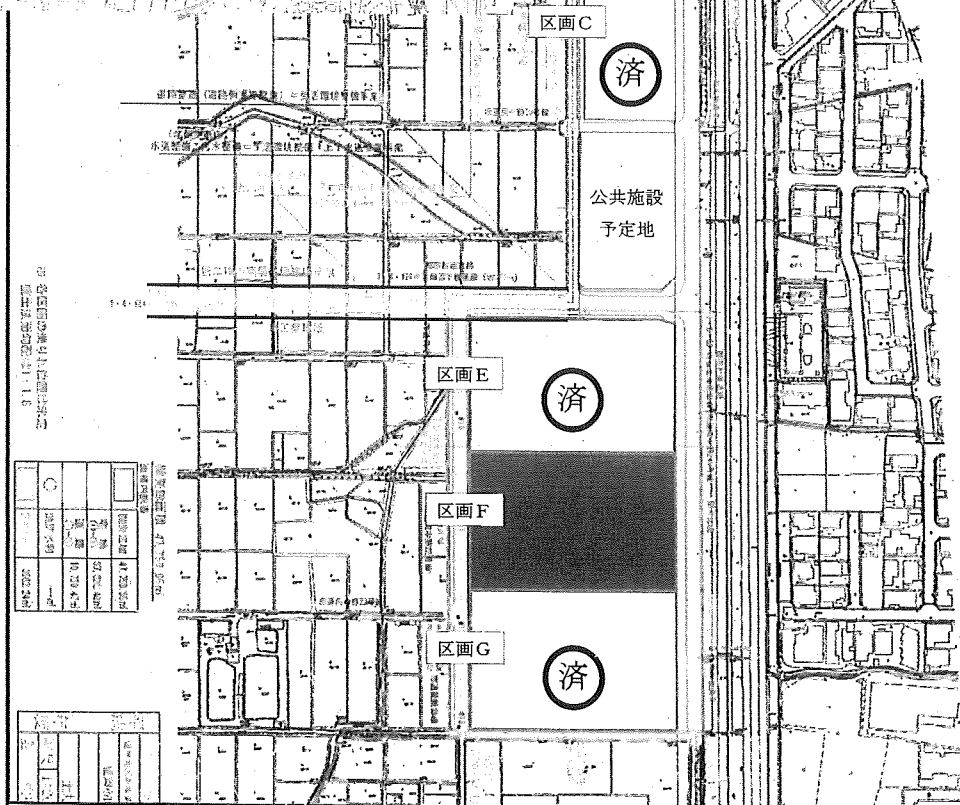
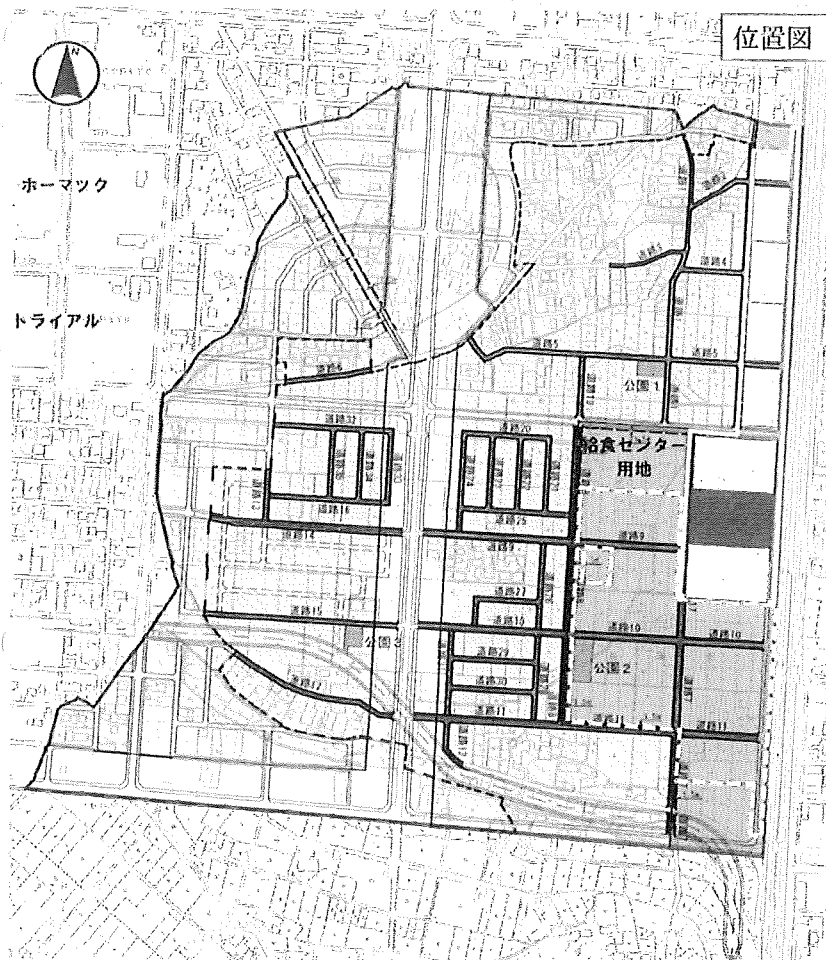
4 見 取 図 別添による。

提案理由

道明地区新産業等用地を処分するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

位置図

見取図



所在地

盛岡市向中野字畑返 1 番 2

土地利用

認定第 1 号

令和3年度盛岡市一般会計歳入歳出決算について

令和3年度盛岡市一般会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市一般会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市一般会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 2 号

令和3年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算について

令和3年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市公設浄化槽事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 3 号

令和3年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算について

令和3年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市農業集落排水事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 4 号

令和 3 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 5 号

令和3年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算について

令和3年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市国民健康保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 6 号

令和 3 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市介護保険費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 7 号

令和 3 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市後期高齢者医療費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 8 号

令和 3 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市中央卸売市場費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 10 号

令和 3 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市土地取得事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 9 号

令和3年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算について

令和3年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市新産業等用地整備事業費特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 11 号

令和 3 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市東中野財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 12 号

令和 3 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算について

令和 3 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市東中野、東安庭、門財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書（別冊）

認定第 13 号

令和 3 年度盛岡市水道事業会計決算について

令和 3 年度盛岡市水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市水道事業会計決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 14 号

令和3年度盛岡市下水道事業会計決算について

令和3年度盛岡市下水道事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年9月1日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和3年度盛岡市下水道事業会計決算書（別冊）
- 2 令和3年度盛岡市下水道事業会計決算審査意見書（別冊）

認定第 15 号

令和 3 年度盛岡市病院事業会計決算について

令和 3 年度盛岡市病院事業会計決算に監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 令和 3 年度盛岡市病院事業会計決算書（別冊）
- 2 令和 3 年度盛岡市病院事業会計決算審査意見書（別冊）